

平成 16 年度第 1 回温室効果ガス排出量算定方法検討会 議事概要

日 時	平成 17 年 1 月 27 日（木） 16：00～18：00
場 所	環境省第 1 会議室
出席者	茅座長、大聖委員、西岡委員、椋田委員、森口委員、打田委員、浦野委員、柏木委員、酒井委員、（平田委員、板橋委員、永田委員、天野委員は欠席）
事務局	清水課長、矢野調整官、行木課長補佐、竹本室長補佐、徳広係長、伊藤係員、国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス

1．開会

清水課長

- ・ 本年 2 月 16 日に京都議定書が発効する予定である。また、京都議定書目標達成計画が施行される予定である。2005 年は国際的な温暖化対策が本格的に動き出す年であり、日本は大綱の見直しの結果に基づいて対策を進める。京都メカニズムを円滑に活用するためには 2006 年 9 月 1 日までに基準年の排出量を固める必要がある。本検討会においては、基礎となる排出量の算定方法についてご審議頂きたい。

行木課長補佐：委員の紹介・変更について説明。

2．議事

茅座長

- ・ 前回の検討会から 1 年半経っているので、インベントリに関する背景と経緯を説明して頂きたい。

行木課長補佐

- ・ 参考資料 3、4 に基づいて説明。

茅座長

- ・ 負の排出係数の代わりに正の排出係数を用いるというのは具体的にどういう意味か。

行木課長補佐

- ・ 後ほど資料 3 に基づいて説明させて頂く。

（1）2003 年度（平成 15 年度）温室効果ガス排出量の算定方法について

吸気補正・ガス間の活動量の不一致、石油精製過程等における炭素収支について

伊藤係員

- ・ 資料 2、3、4 に基づき、吸気補正・ガス間の活動量の不一致、石油精製過程等における炭素収支について説明。

椋田委員

- ・ 吸気補正をすることによってより正確な算定ができるのなら、この方法を各国に呼びかけ

ることで燃焼管理を高めることができる。IPCC ガイドラインを見直すべきではないか。

行木課長補佐

- ・ 現在 IPCC ガイドラインの改訂作業が行われているので、吸気補正に関する情報を提供したいと考えている。

廃棄物分野の算定方法の変更について

伊藤係員

- ・ 資料 5 に基づき、廃棄物分野の算定方法の変更について説明。

茅座長

- ・ し尿処理施設における N_2O の排出量及び下水汚泥の焼却における N_2O の排出量をこれまで以上に細かく算定したということか。

伊藤係員

- ・ その通り。

茅座長

- ・ 排出量のトレンドが算定方法の改訂によって変更された場合、レビューアーから指摘されることはないのか。

伊藤係員

- ・ 排出係数を変更した場合は、変更した理由及び説明を NIR 及び CRF にしっかり記述する必要がある。

浦野委員

- ・ し尿処理施設からの N_2O の排出量が減りすぎではないか。

伊藤係員

- ・ 活動量データを変更したため N_2O の排出量が減っている。算定方法の改訂前は、し尿処理施設で処理されたし尿及び浄化槽汚泥量を活動量として用いていたが、改訂後は、し尿処理施設で処理されたし尿及び浄化槽汚泥に含まれる窒素量を活動量として使用している。

浦野委員

- ・ 1990 年度から 2002 年度における排出量のトレンドが算定方法の改訂前と改訂後で変わっている理由は何か。

伊藤係員

- ・ 2003 年の排出係数が、1990 年から 1994 年の排出係数の約 1/20 であることが主な理由である。

酒井委員

- ・ し尿量と浄化槽汚泥量の比が変わっていることも、 N_2O 排出量の減少に起因している。し尿処理施設で処理された浄化槽汚泥量が増加しているため、し尿及び浄化槽汚泥に含まれる窒素量が減少している。

行木課長補佐

- ・ 廃棄物分科会の山田委員の論文をお送りする。

(2) QA/QC について

行木課長補佐

- 資料 6-1、6-2、7 に基づき、QA/QC について説明。

茅座長

- QA/QC のステップに関する条約事務局の審査はどうなっているのか。

GIO (相沢)

- 現段階では、QA/QC の細かい部分については審査されていないが、主要排出源についてはカテゴリー毎にチェックされている。審査を重ねる度に、詳細に審査されると思う。

行木課長補佐

- 京都議定書は、2007 年 1 月 1 日までにインベントリを作成するための国内制度を整備することを義務付けている。議定書の発効に伴って、附属書 I 国は、このような国内制度に関する情報を割当量報告書に示し、審査を受けることになる。

棕田委員

- アメリカ、イギリスでは外部の専門家がインベントリの評価プロセスに入っている。外部の専門家の役割はどうなっているのか。

行木課長補佐

- 専門家の役割はケースバイケースであり、国によって違う。データ入力部分で関わっている国もあれば、全般的なところで関わっている場合もある。

(3) 未推計区分への対応について

行木課長補佐

- 資料 8 に基づいて説明。

茅座長

- 「NO」、「NA」、「IE」はどう違うのか。

行木課長補佐

- 「NO」は、日本国で該当排出源による排出がない場合に用いる。「NA」は、ある排出源カテゴリーの活動が特定のガスの排出の原因とならない項目に対して用いる。「IE」は、当該カテゴリーからの排出量が推計されているものの、他のカテゴリーで報告されている排出源による排出に対して用いる。「NE」は、推計されていないが存在する温室効果ガスの排出源による排出に対して用いる。

茅座長

- 算定方法が設定されていない排出源にはどれだけの排出量のポテンシャルがあるのか。

行木課長補佐

- 不確実性評価を行った結果、「NE」とされている項目からの排出量は総排出量の 0.6%程度のポテンシャルがある。

森口委員

- 資料 8 の 10 ページの表に記載されている「NE」の項目の中に「IE」の項目も含んでいるの

ではないか。

行木課長補佐

- ・ 10 ページの表には、「NE」と設定されている排出区分のみを載せている。

浦野委員

- ・ 24 ページの表と 10 ページの対応が取れていない。代替フロンへの対応はどうなっているのか。

GIO（相沢）

- ・ 24 ページの表で算定されていると表示された区分に関しても、下位区分の一部の排出量が設定されていない場合がある。

行木課長補佐

- ・ 11 ページから 15 ページの表に、「NE」と設定されている排出源の下位区分の算定の有無を載せている。

浦野委員

- ・ 10 ページの表に注釈を加えると良い。

GIO（中根）

- ・ インベントリの精度を高めるために、「NE」とされている区分の算定方法を設定する必要がある。また、割当量の設定をする前に算定方法を決定しなければペナルティーを課される可能性があるため、タイミングを逃してはならない。

茅座長

- ・ 基準年は排出量が 0 だったが、現在の知見に基づいて算定できる項目についてはどう処理するのか。

行木課長補佐

- ・ 審査対象国のインベントリが不完全である、または、「1996 年改訂 IPCC ガイドライン」及び「グッドプラクティスガイダンス」に基づいていないと判断されたら、対象国へペナルティーが設定されるので、早急に算定方法の設定の可能性を明確にする必要がある。

3．閉会

矢野調整官

- ・ 次回検討会については後日連絡する。

茅座長

- ・ 以上で、平成 16 年度温室効果ガス排出量算定方法検討会を閉会する。

（以上）